1．目的

本規定は、労働者の安全や健康を阻害する危険源の特定とそのリスクの低減対策の実施手順に関する基本事項を定める。

2．適用範囲

本規定は、当社構内、　本店における当社従業員による作業及び当社が委託した請負会社による作業を対象とし、リスクの特定からリスク低減対策実施結果の確認までを適用範囲とする。

3．関連文書

労働安全衛生マニュアル（ＯＨ＆Ｓマニュアル）

4．用語の定義

(1)「危険源」及び「危険・有害性」とは、災害、健康障害を引き起こす根源をいう。

(2)「リスク」とは、機械や原材料等が原因で発生するおそれのある労働災害及び健康障害の発生の可能性とその重要性及び頻度の組み合わせをいう。

(3)「リスクの見積もり」とは起こりうる危害のひどさ及びその発生確率を明確にすることをいう。

(4)「リスクの評価」とは、対象とする作業や設備に係る潜在的及び顕在化した危険性又は有害性を、起りうるケガ（健康障害含む）の重篤度、危険源に近づく頻度、災害になる可能性の３点から評価し、許容可能な安全状態にあるのか、否かを判定することをいう。

(5)「リスクアセスメント」とは、リスクが発生する可能性と大きさを具体的に評価して対策を行うことにより、先取りの安全を推進することをいう。

(6)「許容可能なリスク」とは、社会における現時点での評価に基づいた状況下で受け入れられるリスクをいう。

5．責任

部長及び課長は職場のリスクを低減するために、職場会議等を利用して職場でのリスクに関する情報を収集するとともに、部下の安全を確保するためにリスクアセスメント報告書で立てられた実施案をできるだけ早急に実施し、安全確保に努めなければならない。

また、全ての社員は、リスクアセスメントの実施に参画し、災害や健康障害のおそれのある状況を把握して指摘するとともに、会社が定める災害防止対策を順守しなければならない。

6．実施体制

(1) 実施体制図及び実施関係者の役割

図６－１にリスクアセスメント実施体制図を示す。

表６－１に実施関係者とその役割を示す。

(2) 業務委託作業の実施体制

① 業務委託担当部署長は委託作業のリスクアセスメント実施を請負会社に実施させ、その状況を把握する。

② 建設（建物）工事及び設備（機械、装置）工事は以下の体制とする。

ｱ) 建設物、設備の設計段階におけるリスクアセスメント

設計側として機械・装置メーカー、建設会社、また使用側として使用部署が実施し安全対策を設計に反映させる。必要に応じて工務部、安全衛生管理室等が専門的な立場から情報提供などで参画する。

ｲ) 工事のリスクアセスメント

工務部は施工会社に危険有害情報を提供し、リスクアセスメントの実施を要請する。

尚、設備工事に係わるリスクアセスメント実施方法は、請負会社が定めた方法でも可とする。

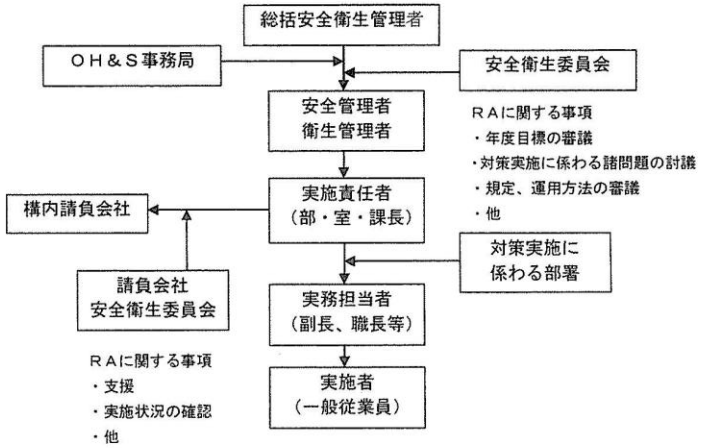

図６－１　実施体制図

表６－１　リスクアセスメント関係者と役割

実施関係者	役　　割
総括安全衛生管理者 （製造本部長）	①リスク低減対策の年度目標の作成 ②対策の早期実施を支援 ③重大なリスク対策の進捗管理
安全、衛生管理者 （安全衛生管理室長）	①リスクアセスメント進捗状況の確認 ②リスク低減対策の妥当性・継続性の確認
実施責任者 （各部・室・課長）	①自職場のリスク低減対策の年度実施計画作成 ②リスクアセスメント進捗状況、実施結果報告 ③作業者への教育 ④他部署に対し、情報提供・参画要請
実務担当者 （副長、職長等）	①リスクアセスメントの具体的実施計画の作成 ②実施記録の管理 ③作業者への実地指導
実施者（一般従業員）	①危険有害要因の徹底した洗い出しと発掘 ②リスクアセスメント低減対策の実施及び運用
対策実施に係わる部署 （工務部、業務部等）	①対策の優先実施に配慮
ＯＨ＆Ｓ事務局	①年度目標の立案 ②リスクアセスメント実施報告書の管理 ③進捗状況の安全衛生委員会報告

7．実施の時期と実施担当

表７－１にリスクアセスメント実施の要件と実施者を示す。

表７－１　リスクアセスメント実施の時期と実施者

	実施の時期	実施担当
1	建設物を設置、移転、変更、又は解体するとき	工事請負会社 建設物使用部署、工務部
2	機械・設備を新たに設置、移転、変更のとき	機械設備ﾒｰｶｰ 設備使用部署、工務部
3	原材料を新たに取り入れるとき、又は変更するとき	当該部署
4	作業方法又は作業手順を新たに取り入れるとき、又は変更するとき	当該部署
5	労働災害が発生したとき、又はそのおそれがあったとき	当該部署
6	前回実施した時期から一定の期間が経過し、機械・設備の経年劣化が認められるとき	当該部署
7	作業者の入れ替り等に伴い作業者の安全衛生に係る知識、経験の程度に差が認められたとき	当該部署
8	新規化学物質等を購入する時	当該部署
9	定期見直し	各部署
10	ＯＨ＆Ｓ管理責任者が必要と考えた時	当該部署、関連部署

※リスクアセスメントは、計画作成時点で実施すること。

8．リスクアセスメント実施基本フロー

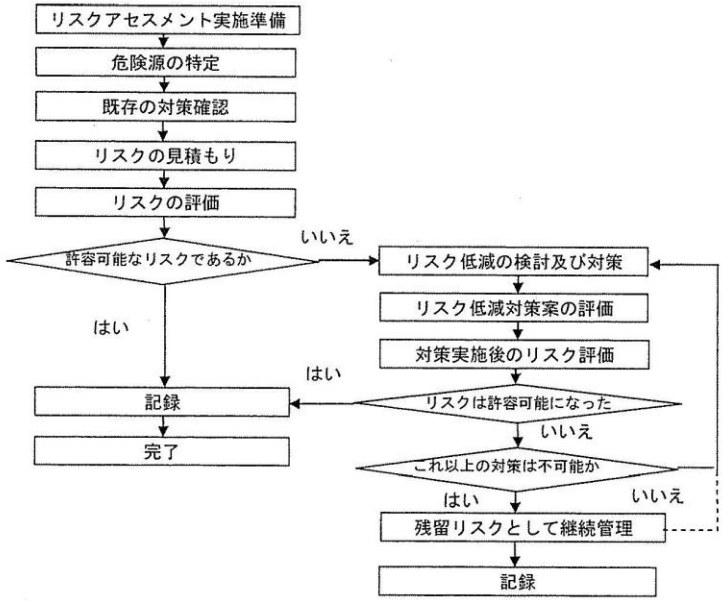

図８－１　「リスクアセスメントの基本フロー」

9．リスクアセスメント実施準備

(1) リスクアセスメント実施初期における危険・有害性調査

各部署は、管理する職場の作業（業務委託作業も含む）を、記載例（別紙１）を参考にその作業の危険・有害性を抽出し、「帳票番号 4402004-A 危険・有害性抽出一覧表」（別紙２）を作成する。

調査は次の要領で実施する。

①調査に必要な情報を入手する。（表９－１参照）

②生産部門などのように作業が複数の工程に分かれている場合は、工程の流れに沿って作業を区分する。

③危険・有害性を抽出する作業の単位は、中程度のまとまり作業とする。すなわち、要素的な作業に分けず、それらをまとめた作業と考える。

④作業は定常作業と非定常作業に分類する。その定義を表９－２に示す。

⑤危険・有害性の分類については、基本的な分け方を表９－３に示す。

⑥危険・有害一覧表の見直しを毎年２月までに実施する。

表９－１　「情報の種類と入手方法」

種類	入手方法
①作業標準書（又は作業手順書）、操作説明等	自部署資料
②仕様書、化学物質などの安全データシート（以下、「ＭＳＤＳ」という。）等、使用する機械設備・材料に係わる危険・有害性情報	・ＭＳＤＳはメーカーから入手、 ・インターネットに「労働安全情報センター」又は「〇〇のＭＳＤＳ」でアクセス
③機械設備等の設置場所、周囲の状況図面	自部署又は設備課資料
④作業環境測定及び特殊健康診断結果	安全衛生管理室に問い合わせ
⑤混在作業（複数の事業者が同一の場所で作業）に関する情報（工事施工計画書等）	自部署又は工務部資料
⑥自他社の災害事例、事故例、トラブル発生記録	・事故災害事例は、安全衛生管理室に問い合わせ、又は[redacted]ファイル管理「事故災害事例」にアクセス（課長以上限定） ・その他自部署資料
⑦ヒヤリ・ハット事例、ＫＹ活動記録	・ヒヤリは[redacted]ファイル管理「ヒヤリ・気掛かりハット」にアクセス ・ＫＹは自部署資料
⑧職場パトロール	自部署資料又は安全衛生管理室に問い合わせ
⑨法令 資格の必要な業務（就業制限業務）等	・インターネットで法令検索 ・書籍（「安全法令ダイジェスト」「安全衛生法令早見表」）
⑩社内基準	[redacted]ファイル管理内の安全衛生、設備設計等の基準書参照
⑪職場改善実施記録等	自部署資料
⑫請負仕様書・契約書	自部署資料
⑬その他、調査に当たり参考となる資料 事故の型、加害物の分類表等	関係部署に問い合わせ

表９－２　「定常作業、非定常作業の定義」

	基本的な考え方	具体例
定常作業	・同じ設備・機械等で決まった場所及び決められた作業手順で繰り返し行なう作業	・通常の生産（操業）などの作業 ・１ヶ月以内の間隔で行う点検、検査等の作業、但し１ヶ月を超える間隔でも危険度が低いもの。
非定常作業	・同じ手順、繰り返しの少ない作業 ・作業頻度の目安：１回／月未満、但し月１、２回程度でも危険度が高い作業	・突発的で危険度の高いトラブル処理作業 ・設備の新設、改造作業 ・新設、改造した設備の立ち上げ作業 ・高所や高熱環境での点検、検査作業 ・緊急時対応

表９－３　「危険・有害性の分類」

	分類内容
危険性	①機械等による危険性 ②爆発性の物、発火性の物、引火性の物、腐食性の物等による危険性 「引火性の物」は、可燃性のガス、粉じん等が含まれる。他に、酸化性の物、硫酸等を含む。 ③電気、熱その他のエネルギーによる危険性 「その他のエネルギー」には、アーク等の光のエネルギー等も含む。 ④作業方法から生ずる危険性 ⑤作業場所に係る危険性 「場所」には、墜落する、土砂等が崩壊する、足を滑らす、つまずく、物体が落下する等のおそれのある場所や、採光・照明の影響による危険性のある場所も含む。 ⑥作業行動等から生ずる危険性 ⑦その他の危険性
有害性	①原材料、ガス、蒸気、粉じん等による有害性 酸素欠乏空気、病原体（細菌、ウィルス等）、排気、排液、残さい物なども含む。 ②放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による有害性 赤外線、紫外線、レーザー光等の有害光線なども含む。 ③作業行動等から生ずる有害性 計器監視、精密工作、重量物取扱い等の重筋作業、作業姿勢、作業態様によって発生する腰痛、頸肩腕症候群なども含む。 ④特定化学物質、有機溶剤、毒物、劇物等の化学物質による有害性 ⑤その他の有害性

(2) 対象範囲の決定
リスクアセスメントの実施事由に応じて対象とする職場、作業等を決める。実施単位は次の通りとする。
作業単位　　：「危険・有害性抽出一覧表」で分類した作業、又は作業標準書
機械設備単位：新規設置機械など使用前に実施する場合
(3) 実施リーダー、メンバーの決定
実際に作業をしている人を可能な限り参画させる。
(4) 危険有害性の見直しに必要な情報の収集
初期の調査と同じように必要とする情報を収集する。

１０．リスクアセスメント実施手順
危険性、急性健康障害及び産業疲労を伴う有害性に対するリスクアセスメントの手順を示す。実施内容は「帳票番号 4402004-B リスクアセスメント実施報告書」（別紙３）及び「帳票番号 4402004-C リスクアセスメント実施報告書（慢性・健康障害）」（別紙４）に記録する。
尚、急性健康障害とは、ＣＯガス中毒、酸素欠乏症、熱中症などで直ぐに障害が現れる場合を言い、産業疲労はＶＤＴ作業などによる局部的・静的な疲労、精神疲労を言う。

(1) 危険源の特定
対象とする作業、設備等について、人に危害を及ぼす危険源を特定する。
① 特定の仕方
表１０－１に示すように、原因が浮き彫りになる様に災害等に至る経緯をできるだけ明確にする。

表１０－１　「危険源の特定に必要な事項及び事例」

分類項目		事例
危険源に接する人	誰	作業者が、
作業場所	どこで	修理場で、
作業内容	～をしている時	グラインダーでタガネの先を砥石の側面で研磨している時、
危険・有害な状況	～なので 又～のため	砥石が破損し、
事故の型 負傷・健康障害	～が（体の部位） ～になる	飛散した破片が目に当たり失明する。

② 特定における留意点
ｱ) 職場の作業者の意見を聞いて（職場全員の参加）
ｲ) 過去に災害が発生した作業は優先的に。
ｳ) 予測可能な緊急事態、特に設備の運転を一時的に停止して行う復旧作業についても対象とする。
ｴ) 労働安全衛生関係法令、厚労省指針、社内安全衛生規定・規則・基準等に照らして実施すべき事項を確認する。
ｵ) 非定常作業は一般に作業頻度が少なく、作業手順がその都度異なるなど定常作業に比べ災害に結び付きやすいことを考慮する。
ｶ) 突発トラブル復旧作業は、計画作業に比べ作業の準備に十分な時間が取れないことが多いため、打合せや作業の段取りの不備などを要因とする。
ｷ) 客観的な視点で危険の抽出を行う。（慣れ作業による抽出漏れを防ぐ）
ｸ) クレーン運転、玉掛けなど資格を必要とする作業で、無資格者による作業で発生する災害・事故も作業内容によっては想定する。
(2) リスクの見積もり
① 特定された危険源について既存の対策を確認し、現状のリスクの程度を、以下の三つの要素を考慮し見積もる。
ｱ) 重篤度
影響を受ける身体の部位、労働災害・健康障害（疾病）の内容をよく考慮し、起きることが予想される最も大きな負傷又は疾病の程度を表１０－２の基準に従って判断する。